

長沼町美しい景観づくり条例施行規則

(平成 20 年 9 月 4 日規則第 9 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及び長沼町美しい景観づくり条例（平成 20 年条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の建築物以外の工作物で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 擁壁その他これに類するもの
- (2) 電気の供給又は電気通信のための施設
- (3) 煙突、排気塔等
- (4) 鉄筋コンクリート柱（電柱を除く）又は金属製若しくは木製の柱等
- (5) 物見塔等
- (6) 高架水槽等
- (7) 彫像、記念碑等
- (8) 観覧車、コースター、ウォーターシュート等の遊戯施設
- (9) コンクリートプラント、アスファルトプラント等の製造施設
- (10) 自動車倉庫の用に供する立体的な施設
- (11) 石油、ガス等の貯蔵又は処理施設
- (12) 汚水処理施設、ごみ処理施設等

(事前相談等)

第 3 条 美しい景観づくり計画（条例第 10 条に規定するものをいう。以下同じ。）の区域内において法第 16 条第 1 項各号に規定する行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為が同項の規定による届出を要する行為か否かについて町長に相談することができる。

2 町長は、前項の規定による相談があったときは、速やかに、当該行為が法第 16 条第 1 項の規定による届出を要する行為か否かを回答するものとする。

3 前項の規定により届出を要する行為であった場合、当該行為をしようとする者は、美し

い景観づくり計画との適合について町長と事前協議を行うことができる。

(行為の届出)

第4条 法第16条第1項第1号及び第2号の規定による行為の届出は、別記様式第1号により、別表に掲げる行為の区分に応じ、同表に掲げる図書を添付しなければならない。

2 法第16条第1項第3号及び条例第11条の規定による行為の届出は、別記様式第2号により、別表に掲げる行為の区分に応じ、同表に掲げる図書を添付しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、町長が特に認めるときは、別表に掲げる図書の添付を省略させることができる。

(変更の届出)

第5条 法第16条第2項の規定による変更の届出は、別記様式第3号により、別表に掲げる図書のうち当該変更の内容を明らかにする図書を添付しなければならない。

(変更命令等)

第6条 法第17条第1項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者は、同条第7項の規定に基づき、当該措置の実施状況を別記様式第4号により町長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第7条 法第17条第8項及び法第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、別記様式第5号とする。

(面積及び高さの算定方法)

第8条 次の各号に掲げる面積及び高さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 延べ面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する面積による。
- (2) 築造面積 建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する面積による。
- (3) 外観の面積 立面ごとの鉛直投影面積の合計による。
- (4) 緑地の面積 次の表に掲げる緑化の区分に応じ、同表に掲げる算定方法により算定した面積の合計による。

緑化の区分	算定方法
区画された土地の緑化又はプランターその他これに類するものの設置による緑化（生垣及び菜園の設置を含む。）	樹木、草花若しくは芝その他の地被植物（以下「樹木等」という。）が植栽されている部分又は樹木等が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分又はこれらと一体をなす園路、池その他の附帯施設の部分の水平投影面積の合計
単独の樹木による緑化	樹冠（樹木の枝葉によって形成されている部分をいう。）の水平投影面積又は単独の樹木を植栽した場所を中心とし、成木に達したときの樹高の四分の一の長さを半径とする円の面積

(5) 建築物及び工作物の高さ 建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面からの最高の高さによる。ただし、建築物の高さにあつては、次のイ又はロのいずれかに該当する場合においては、それぞれイ又はロに定めるところによる。

イ 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル（馬追丘陵区域及び平地の農村区域の場合には、五メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。

ロ 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

（景観重要建造物の標識）

第9条 法第21条第2項の標識には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物である旨
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 指定年月日
- (4) その他町長が必要と認める事項

2 前項の標識は、当該景観重要建造物の形態意匠にふさわしいものとし、当該景観重要建造物の敷地内で道路（私道を除く。以下同じ。）その他の公共の場所（以下「道路等」という。）から容易に望見できる場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の標識)

第10条 法第30条第2項の標識には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要樹木である旨
- (2) 景観重要樹木の樹種
- (3) 指定年月日
- (4) その他町長が必要と認める事項

2 前項の標識は、当該景観重要樹木の樹容にふさわしいものとし、当該景観重要樹木の存する敷地内で道路等から容易に望見できる場所に設置するものとする。

(景観協定の認可)

第11条 条例第15条第1項の規定による申請は、別記様式第6号を町長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第15条第1項の規則で定める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 景観協定の協定書
- (2) 景観協定の目的となる土地の区域（以下「景観協定区域」という。）を表示する図面
- (3) 法第81条第1項に規定する土地所有者等（以下「土地所有者等」という。）の全員（当該景観協定区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者を除く。以下同じ。）の景観協定に関する合意を証する書類
- (4) 土地所有者等の全員の氏名、住所及びその有する権利の種類並びに当該景観協定区域内的の土地の地目及び地積を示す書類
- (5) その他町長が必要と認める図書

3 町長は、第1項の申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、その適否を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。

(景観協定の変更の認可)

第12条 条例第15条第2項において準用する同条第1項の規定による法第84条第1項の認可の申請は、別記様式第7号により、次に掲げる図書を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の景観協定の協定書

- (2) 景観協定区域を表示する図面（景観協定区域を変更する場合に限る。）
- (3) 土地所有者等の全員の景観協定の変更に関する合意を証する書類
- (4) 土地所有者等の全員の氏名、住所及びその有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類
- (5) その他町長が必要と認める図書

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、その適否を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。

（景観協定の廃止の認可）

第13条 条例第15条第2項において準用する同条第1項の規定による法第88条第1項の認可の申請は、別記様式第8号により、次に掲げる図書を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 土地所有者等の過半数の景観協定の廃止に関する合意を証する書類
- (2) 土地所有者等の全員の氏名、住所及びその有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類
- (3) その他町長が必要と認める図書

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、その適否を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

行為	図書		
	種類	縮尺	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の新築、増築、改築 若しくは移転、外観を変更 することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更 （法第16条第1項第1号 関係） ・ 工作物の新設、増築、改築 若しくは移転、外観を変更 することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更 （法第16条第1項第2号 関係） 	付近見取図	1/2,500 程度	建築物又は工作物の敷地の 位置及び当該敷地の周辺の 状況を表示する図面
	現況写真	—	当該敷地及び当該敷地の周 辺の状況を示す写真
	配置図	1/200 程度	当該敷地内における建築物 又は工作物の位置を表示す る図面
	立面図	1/100 程度	建築物又は工作物の彩色が 施された2面以上の立面図
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為（法第16条第1 項第3号関係） ・ 土地の形質の変更（条例第 11条関係） 	付近見取図	1/2,500 程度	当該行為を行う土地の区域 並びに当該区域内及び当該 区域の周辺の状況を表示す る図面
	地籍図	1/2,500 程度	当該行為を行う土地の筆ご との境界及び地番を表示す る図面
	現況写真	—	当該行為を行う土地の区域 及び当該区域の周辺の状況 を示す写真
	法面の概要 図	適宜	法面の位置、寸法及び勾配、 法面処理の材料等の概要を 表示する図面
	擁壁の構造 図	1/100 程度	擁壁の寸法及び勾配、設置 前後の地盤面を表示する図 面

